

## 士幌町国民健康保険病院訪問看護事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 士幌町国民健康保険病院が行う指定訪問看護の事業及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「訪問看護事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師（以下「主治医」という。）が訪問看護の必要性を認めた高齢者等に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 訪問看護事業の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスの提供主体との連携を図る。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 士幌町国民健康保険病院
- (2) 所在地 士幌町字士幌西2線167番地

### (職員の職種等)

第4条 訪問看護事業に従事する職員の職種は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 院長
- (2) 職員 1名 看護師又は准看護師
- (3) このほか、必要に応じて理学療法士、作業療法士を置くことができ、看護師又は准看護師を増員することができる。

### (職務内容)

第5条 管理者は、関係法令に基づき職員を管理し、訪問看護事業が適切に行われるよう配慮しなければならない。

2 職員は、管理者の命を受けて、医師の指示に基づいて、利用者の健康増進が図られるように努めなければならない。

### (事業内容)

第6条 訪問看護等の事業の内容は次のとおりとする。

- 1 病状・障がいの観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持

- 3 食事及び排泄等日常生活の世話
- 4 褥そうの予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 ターミナルケア
- 7 認知症患者の看護
- 8 療養生活や介護方法の指導
- 9 カテーテル等の管理
- 10 その他医師の指示による医療処置

(秘密の保持)

第7条 訪問看護事業に従事する全ての職員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。また、退職した後も同様とする。

(営業日及び営業時間)

第8条 訪問看護事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日および12月31日から1月5日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第9条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

看護師等は医師が交付した訪問看護の指示書に基づき看護計画を作成し、訪問看護を実施する。

(事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は土幌町内とする。

(緊急時の対応方法)

第11条 看護師等は、訪問看護を実施中に利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等、適切な処置を講じるものとする。

2 看護師等は、前項について処置をした場合、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第12条 看護師等は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、緊急対応等必要な措置を講じた上で、速やかに関係市町村、居宅介護支援事業所、利用者その家族等に連絡を行うとともに必要な措置を行う。

2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではない。

(苦情処理)

第13条 事業者は、提供した訪問看護等に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため相談窓口を設置する。また、解決に向けて調査を実施、改善の措置を講じて、利用者及びその家族に説明をするものとする。

(使用料及び手数料)

第14条 訪問看護を提供した利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

2 通常の実施地域を越えて行った訪問看護に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、片道1キロメートルにつき40円を徴収するものとする。

3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(領収書の交付)

第15条 前条の規定により使用料及び手数料を徴収したときは、それぞれの費用毎に区分して記載した領収書を利用者に交付しなければならない。

(個人情報の保護)

第16条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。また、利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう事業所における虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

(その他)

第17条 この規程に定める事項のほか、事業の遂行に関する重要な事項は管理者と町長が協議して定める。

## 附 則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

この規程は平成28年6月22日から施行する。

この規程は令和8年4月1日から施行する。